平成２３年（フ）第４０９号
佐賀県神埼市神埼町竹1219番地９
債務者　納冨　良治
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　限　　淳平
4　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６１号
滋賀県長浜市石田町546番地
債務者　岩崎　義博
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐武　直子
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１３４０号
神戸市長田区日吉町６丁目１番３号　ウエストヴィレッジ鷹取203号、従前の住所神戸市須磨区寺田町３丁目１番31号
債務者　浦野淑世美
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大槻　倫子
4　破産債権の届出期間　平成24年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０７号
兵庫県加古川市平岡町八反田12番地の19
債務者　大森　章光
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田正次郎
4　破産債権の届出期間　平成24年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月28日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５８８号
兵庫県加古川市米田町船頭594番地、従前の住所兵庫県加古川市加古川町粟津1118番地
債務者　水島　伸二
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　由佳
4　破産債権の届出期間　平成24年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６３０号
兵庫県姫路市東延末１丁目55番地
債務者　平井　秀樹
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田正次郎
4　破産債権の届出期間　平成24年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月28日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３７７号
北海道旭川市緑町15丁目3016―１　ジャルダンヴェール201号室、住民票上の住所北海道旭川市春光台３条５丁目１番２号
債務者　田辺　隆一
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月26日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３１号
愛知県一宮市開明字大橋西11番地２
債務者　吉田　真也
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　千絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１２４号
熊本県八代市鏡町鏡559番地６
債務者　谷本　隆幸
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立山　秀彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第２４１８号
福岡市早良区小田部５丁目９番８―203号
債務者　吉冨　信崇
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　間　かおる
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７３８９号
大阪市西成区天下茶屋北１丁目４番20号　メゾン花園221号、前住所大阪市西成区玉出東２丁目５番４―301号　山中泉方
債務者　津田　道廣
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松下　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７０５号
大阪府茨木市東奈良３丁目15番501号
債務者　灘波　敏雄
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　　良隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７３５号
大阪府茨木市総持寺駅前町11番11号、前住所群馬県太田市南矢島町698番地１　対比地ハイツＢ―202号
債務者　仁木　克実
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　泰子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部